

保護者各位

西東京市子育て支援部
保育課長 海老澤 功

新型コロナウイルス感染症対策に伴う登園自粛要請の終了について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休園及び特別保育の実施につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

東京都によるロードマップがステップ3に移行し、6月18日をもって、全ての業種に対する営業自粛要請が終了すること、小中学校の時差登校が6月末に終了することなどを踏まえ、令和2年6月30日（火）をもって、自粛要請を終了いたします。また、6月中は引き続き、可能なご家庭は登園自粛にご協力をお願いいたしますが、6月19日（金）以降は、順次自粛要請を緩和するものとし、現在自粛にご協力いただいている方も必要に応じて、保育の利用を再開してください。

登園自粛要請は終了しますが、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながらの保育となります。今後も保護者の皆様には、ご負担・ご不便をおかけすることがあると思いますが、お子さまの健康と安全を守りながら皆様に必要な保育の提供を継続していくため、対策の徹底にご協力をお願いいたします。

記

1. 自粛要請の終了について

市からの登園自粛の要請は6月末をもって終了いたします。また、6月19日（金）より自粛のお願いを緩和するものとし、保育の希望のある世帯につきましては、保育所に申し出て保育の利用を再開してください（再開にあたって確認書類の提出をお願いする場合がございます）。

6月中は登園の必要がない場合や自粛を継続いただける場合は、引き続き自粛にご協力ください。

※今後の感染状況等により、再度自粛のお願い等を行う場合がございます。

2. 登降園時間の分散への協力について

朝夕の登降園の際の密を避けるため、時差通勤や、在宅ワークによる通勤時間の変更などにより、登園・お迎えの時間の調整ができる場合は、保育園と相談のうえ、分散登園にご協力ください。

3. 保育料の扱いについて

6月の保育料については、登園自粛にご協力いただいた場合、欠席日数に応じて日割りにて減免いたします。減免分は7月～8月以降の保育料に充当する形で精算予定です（元々の出席予定でない日につきましては、日割り減免の対象とはなりませんのでご注意ください）。

なお、登園自粛要請の終了に伴い、7月以降の保育料は通常の通りです。

※4・5月分の登園自粛にご協力いただきました分の保育料につきましては、6月、7月分の保育料への充当手続きを行っています。近日中に、別途減免額等の通知を送付いたします。

※小規模保育事業等の場合は、精算方法が異なる場合がございますので、各施設にご確認ください

4. 育児休業からの復職日の延長等について

登園自粛要請等により延長しておりました育児休業からの復職の期限を、7月末までといたします。

なお、入所申請時と復職時の就労時間等の状況が異なる場合は、退所となる場合がございますので、ご注意ください。

5. 求職期間の延長について

求職活動を理由に4月入所に内定している方で、7月以降に求職活動を再開する場合には、在園期間は9月末まで延長しています。認定の再申請が必要となりますので、「教育・保育給付認定申請書（書式①）」を在園の保育園もしくは保育課までご提出ください。

在園世帯の方で、求職活動の認定期間が6月末で終了する方も、同様の扱いとします。

6. 休園（欠席）期間の特例について

新型コロナウイルス感染症に伴う休園（欠席）が2か月を超えている場合、7月末までは退所の扱いといたしません。なお、渡航した海外より帰国できないなど、やむを得ない事情がある場合につきましては、個別にご相談ください。

7. 今後の保育について

保育施設では、引き続き「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、可能な限りの対策を実施いたしますが、保育施設でのリスクはゼロにはなりません。また、登園自粛の終了により、通常の登園人数での保育となります。各施設では限られた人数にて、消毒や換気、手洗い等の対応を行っての保育となります。行事等についても中止や規模の縮小等を行う場合があります。保護者の皆様におかれましては、園での登園ルール遵守にご協力いただくとともに、対策に限界があることもご理解のうえ、ご利用をお願いいたします。

なお、職員のマスク着用につきましては、園庭での活動や室内でも激しい動きを伴う活動中など、熱中症予防の観点から、一時的に着用をしないこともありますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】 西東京市子育て支援部保育課保育係 電話：042-460-9842